

調達要求番号：G26-S26-2000301670-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	OR-MF-00002-01
名称	植栽管理（草刈）	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和8年5月15日
		改正年月日	—
		航空補給処管理部総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における草刈（以下“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

1.2.1

作業実施者

2.2に示す作業を実施する者

1.2.2

作業管理者

作業実施者を管理し、直接指揮命令する者

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）

b) 関連文書

海上自衛隊経理事務取扱規則（令和8年海上自衛隊達第33号。令和8年3月26日）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、区域の維持管理、火災予防及び施設等保安警戒の円滑な実施を図るため草刈を実施する。

2.2 役務の内容

役務の内容は、表1によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

表1－役務の内容

番号	区分	役務の内容
1	草刈	雑草は、できるだけ短く刈り取り、刈高は調達要領指定書によって指定する。
2	蔦・蔓草除去	フェンス内外又は配管等に絡まった蔦・蔓草を、根元から切断し、除去する。
3	雑木伐採	草刈範囲に及ぶ雑木（切断径約5cm）は、できるだけ短く伐採するものとし、刈高は調達要領指定書によって指定する。
4	側溝等清掃	刈り取った雑草等が側溝等に混入した場合は、全て除去する。
5	刈草集積	刈り取った雑草等は、官側が指定する場所に集積する。
6	刈草搬送・処分	刈り取った雑草等は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、契約の相手方の責任において、適正に処分する。

2.3 作業報告書

契約の相手方は、作業前、作業後の写真が添付された作業報告書（様式適宜）を作成し、検査官に提出する。

2.4 履行場所、区域及び役務対象面積等

履行場所、区域及び役務対象面積等は、調達要領指定書による。

2.5 実施回数及び実施時期等

実施回数及び実施時期等は、調達要領指定書による。

3 監督・検査

3.1 監督

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、立会い、提出書類の確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、立会い又は提出書類の確認により審査を行う。

4 作業の実施体制

4.1 実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい作業実施者を確保すること。
- b) 前記 a) の作業実施者が役務の実施に必要な技能を有すること。
- c) 上記 a) の作業実施者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

- d) 前記 c) の作業実施者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) 契約の相手方は、作業実施者が日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

4.2 作業管理者の選任等

作業管理者の選任等は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約後速やかに、作業管理者及び作業実施者を選定し、作業管理者等名簿（付図1）を提出する。
なお、作業管理者は、履行場所に駐在する必要はないが、監督官と速やかに連絡調整できる態勢をとれる者とする。
- b) 作業実施者を複数名選定した場合、作業管理者を兼ねることができる。
- c) 契約の相手方は、契約履行中において、新たに作業管理者等を選任又は解任する必要がある場合、速やかに作業管理者等名簿を提出する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	名称	提出先	部数	提出時期	記事
1	作業管理者等名簿	監督官	1部		付図1
2	下請負承認申請書	契約担当官等	3部	必要の都度	付図2
3	作業報告書	検査官	1部	役務終了後速やかに	様式適宜
4	終了届	検査官	1部	役務終了後速やかに	a)
注 a) 海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）別紙様式第29による。					

5.2 秘密保全等

契約の相手方は、この役務の履行に当たっては、次を遵守すること。

- a) 契約の相手方は、この役務全般において守秘義務を負うものとし、この役務で知り得た官有施設及び装備品の状況等、一切の情報を第三者に漏えい又は利用してはならない。また、防衛省の許可なく部外への利用若しくは公表等を行ってはならない。
- b) 契約の相手方及び作業管理者等は、官側が示した資料等を役務場所以外に持ち出ししてはならない。

5.3 賠償責任

契約の相手方は、故意又は過失による契約の相手方の責に帰すべき事由によって、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

なお、万が一、設備等を滅失又は毀損した場合は、現場を保全した上で速やかに監督官に報告し、応急措置を除き、官側に無断で修補等を行ってはならない。

5.4 事故等の責任

履行中、役務に従事する作業実施者の故意又は過失により発生した事故は、全ての責任を契約の相手方が負うものとし、細部については監督官との協議による。

5.5 労働者災害保険上の責任

契約の相手方は、作業管理者等の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及びその他の法令上の全ての責任を負う。なお、万が一、事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。

5.6 官施設の入出門等

入門及び立入については、契約の相手方の責任において手続きを実施する。

5.7 費用負担

この役務を履行する上で必要となる器材、燃料及びその他消耗品等は、全て契約の相手方の手配とする。

5.8 留意事項

留意事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、契約後直ちに監督官と作業日程について調整する。
- b) 契約の相手方は、部隊運用に支障をきたさないよう監督官と十分に調整を行い、各種作業等の計画を立てなければならない。
- c) 契約の相手方は、この役務の実施において、作業の安全に十分に配慮するとともに、事故防止に万全を期する。

5.9 教育

契約の相手方は、作業管理者等に対してこの役務に関する注意事項等の教育を役務履行中に1回以上実施し、監督官等に報告する。

5.10 下請負等

5.10.1 下請負

契約の相手方は、この仕様書に基づく契約の一部を第三者に再委託し、請け負わせる場合（以下、下請負という。）は、事前の下請負する業務内容及び第三者について、監督官経由契約担当官等に申請（付図2）し、承認を受けなければならない。

5.10.2 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

5.11 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

(監 督 官) 殿

会社名
住 所
代表者名

作 業 管 理 者 等 名 簿

下記の契約に係る作業管理者等を指定しましたので、提出します。

記

契約番号	
件 名	
契約年月日	
履行期限	

1 作業管理者

氏 名	性別	生年月日	住所・電話番号	国籍	記 事

2 作業実施者

氏 名	性別	生年月日	住所・電話番号	国籍	記 事

付図1－作業管理者等名簿

令和 年 月 日

(契約担当官等)

殿

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

担当者名 :

連 絡 先 :

下請負承認申請書

契 約 番 号 :

契約管理番号 :

件 名 :

上記契約について、下記のとおり、申請します。

記

1 下請負を行わせる会社の名称等

(1) 会 社 名 :

(2) 所 在 地 :

(3) 資 本 金 :

(4) 従 業 員 数 :

2 下請負を必要とする理由

3 下請負の範囲

4 その他必要と認める事項

上記契約にかかる事項について、下請負を承認する。

年 月 日

(契約担当官等)

付図2 一下請負承認申請書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	G26-S26-2000301670-00
	調達要求年月日	
	作成部課	航空補給処管理部総務課
	作成年月日	令和8年5月15日
品名	植栽管理(草刈)	
仕様書番号	OR-MF-00002-01	

指定事項：本調達は、次による。

2 役務に関する要求

2.2 役務の内容

役務の内容は、表1による。

表1－役務の内容

番号	区分	役務の内容
1	草刈	雑草等は、できるだけ短く刈り取り、刈高は約3cm以下とする。
4	側溝等清掃	刈り取った雑草等が側溝等に混入した場合は、全て除去する。
5	刈草集積	刈り取った雑草等は、官側が指定する場所に集積する。
6	刈草搬送・処分	刈り取った雑草等は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、契約の相手方の責任において、適正に処分する。

2.4 履行場所、区域及び役務対象面積等

履行場所は、海上自衛隊航空補給処(付図1)とする。区域及び役務対象面積等については、(表2及び付図2)とする。

表2－海上自衛隊航空補給処地区草刈面積内訳

草刈区域	面積 (m ²)	草刈区域	面積 (m ²)
区画1	348	区画10	155
区画2	229	区画11	825
区画3	61	区画12 (各樹木から半径1メートルを標準とする。)	116
区画4	392		
区画5	286		
区画6	208		
区画7	96	区画13	341
区画8	730	区画14	748
区画9	459	区画15	829

表2—海上自衛隊航空補給処地区草刈面積内訳（続き）

草刈区域	面積（㎡）	草刈区域	面積（㎡）
区画16	535	区画20	627
区画17	844	区画21	507
区画18	79	区画22（柵外）	60
区画19	148	区画23（柵外）	323

2.5 実施回数

区画1から区画23までを1回として、年4回とする。

2.6 実施時期等

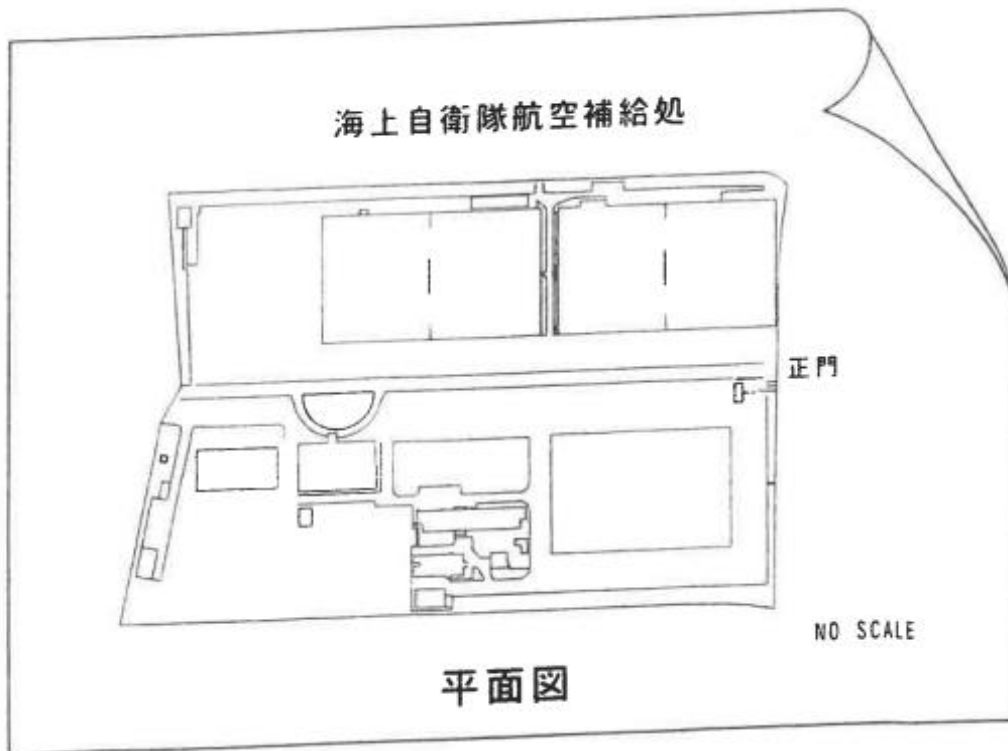
実施回数及び実施時期等は、表3による。なお、作業日については、土日祝日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日を除く平日を基本として、監督官と調整するものとする。また、やむを得ず作業時間を超えて作業しなければならない場合、作業管理者は、予め、監督官にその旨を届け出て許可を受けるものとする。

表3—実施時期等

実施回数	実施時期	作業時間
1回目	7月13日（月）～7月31日（金）標準とする。	平日の8時30分から17時15分
2回目	8月24日（月）～9月11日（金）標準とする。	平日の8時30分から17時15分
3回目	10月5日（月）～10月23日（金）標準とする。	平日の8時30分から17時15分
4回目	3月8日（月）～3月26日（金）標準とする。	平日の8時30分から17時15分



案内図 NO SCALE



平面図

付図1—履行場所

民有地
川

23

1

4

2

3

5

5

6

204

203

8

9

202

201

1

7

10

22

13

11

14

16

整備場

庁舎

駐車場

警衛所

21

Z-1倉庫

厚生棟

20

11

12

15

19

18

20

駐輪場